

北小学校施設建て替え整備基本計画

令和6年3月

厚木市

目次

第1章 基本計画の背景と目的

1 背景

- (1) 本市の学校施設について……………1
- (2) 施設建て替え整備基本計画の位置付け……………1

2 目的……………1

第2章 施設整備校の概要

1 地域・地区の概要……………2

2 学区域及び周辺公共施設……………2

3 児童数・学級数の変化……………3

4 浸水想定……………3

5 施設整備校の現況……………4

第3章 基本計画

1 基本方針……………7

(1) 施設整備のコンセプト……………7

(2) コンセプトを実現するための整備方針……………7

(3) 整備に向けた六つの視点……………7

2 今後求められる学習環境……………10

(1) 多目的スペース及び少人数教室の活用による多様な学習環境への柔軟な対応……………10

(2) 学習や生活の困難を克服するための支援を行う特別支援学級……………10

(3) 日本語指導の充実を図る国際教室……………10

(4) 地域と学校の連携・協働を効果的、継続的に行うための地域連携施設……………10

(5) 児童の多様なニーズに応じた支援を行う校内教育支援センター……………10

(6) 将来ニーズに柔軟な対応ができる施設整備……………11

(7) 将来の間仕切り変更に対応可能な構造……………11

3 施設の要求性能・整備水準の設定……………12

(1) 普通教室の広さの検討……………12

(2) 教室数の設定……………12

(3) 必要な教室数及び諸室数、大きさの設定……………14

(4) 各諸室等の整備方針……………15

(5) 防犯・安全対策の整備方針……………16

(6) 地域連携施設の整備方針……………16

(7) 避難拠点としての整備方針……………16

(8) 北小学校の特徴をいかした整備方針……………16

(9) 環境負荷低減・ICT化の整備方針……………16

(10) その他検討すべき事項……………16

4	施設建て替え整備の概要	17
(1)	建物配置	17
(2)	事業手法の検討	17
(3)	計画施設の予定規模	19
(4)	構成諸室	19
(5)	ゾーニング計画	19
(6)	建物配置図・平面図・立面図・断面図	20
(7)	事業スケジュール	23
(8)	建て替え手順の検討	24

第1章 基本計画の背景と目的

1 背景

(1) 本市の学校施設について

市立小・中学校施設は、本市が保有する公共建築物における床面積の約半数を占めており、令和5(2023)年度時点で56.5%の建物が築40年以上経過するなど老朽化が進んでおり、令和6(2024)年度から令和16(2034)年度までの11年間において13校で17棟の校舎や体育館が更新時期を迎えるため多額の整備費用が掛かります。

また、学校教育におけるICT^{※1}化や国際化の進展、少人数教育の推進等に伴い必要となる機能や諸室の増加、放課後における児童の居場所としての役割や地域の防災拠点としての重要性の高まりなどに加えて、感染症の感染拡大防止対策など、児童の健やかな学びを保障していくための「新しい生活様式」に合った整備も求められています。

本市では、令和4(2022)年2月に改定した「厚木市公共施設最適化基本計画」において、鉄筋コンクリート造(RC造)及び重量鉄骨の鉄骨造(S造)の建築物については、建築物の劣化に係る現地調査を踏まえつつ、長寿命化改修の実施を条件に、建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲の最長である80年にすることで、既存施設の有効活用と集中する更新時期の平準化を図ることとしました。ただし、昭和46年(1971)年の建築基準法改正前の鉄筋コンクリート造の建築物は、経済性等の観点から長寿命化に適さないため、目標耐用年数を60年とするとともに、昭和47(1972)年以降に建築された鉄筋コンクリート造のうち、コンクリートの圧縮強度が13.5N/mm²未満の建築物についても、長寿命化に適さないことから目標耐用年数を60年としました。

また、同計画において、公共建築物の更新時期については、原則、目標耐用年数とし、施設の適正配置を進める中では、目標耐用年数よりも早い段階で施設の更新時期を設定する必要があることを位置付けました。

(2) 施設建て替え整備基本計画の位置付け

市の最上位計画である「厚木市総合計画」はもとより、市の教育振興のための施策に関する基本的な計画である「厚木市教育振興基本計画」のほか、「厚木市公共施設最適化基本計画」や関連する個別計画、「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」などとの整合又は連携を図るとともに、市立小・中学校の施設整備を進めるための計画及び設計における基本的な考え方や留意事項等を定めた「厚木市立・小中学校施設整備指針」に基づき、北小学校の施設建て替え整備における校舎面積、必要諸室、施設設備や配置などの基本的な考え方を取りまとめ、学校施設の全体像を示す計画を策定するものです。なお、基本計画策定に当たりましては、学校教職員、児童、その保護者や地域住民の皆様の思いを幅広く反映した施設づくりを推進するため学校関係者調整会を設置しました。

2 目的

北小学校の南棟校舎は令和8(2026)年度に施設の目標耐用年数(60年)を迎えることから、建て替え費用の削減・平準化を図りながら、将来にわたって子どもたちの学校生活における安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる将来を見据えた汎用性の高い学校施設を整備するため、施設建て替え整備基本計画を策定するものです。

※1 ICT

情報・通信に関する技術の総称で、多くの場合、ICTは「情報通信技術」と和訳されます。

第2章 施設整備校の概要

1 地域・地区の概要

住居表示	神奈川県厚木市山際 658	建ぺい率	60%
地名地番	同上	容積率	200%
敷地面積	1,803.72 m ²	防火地域	準防火地域
都市計画区域	市街化区域	斜線制限	道路斜線 1.25/1、北側斜線 1.25/1 H=20m
用途地域	第一種中高層住居専用地域	日影制限	高さ 10m超 : 4 時間 - 2.5 時間 4m
前面道路	東側公道 : 6.0m		

2 学区域及び周辺公共施設

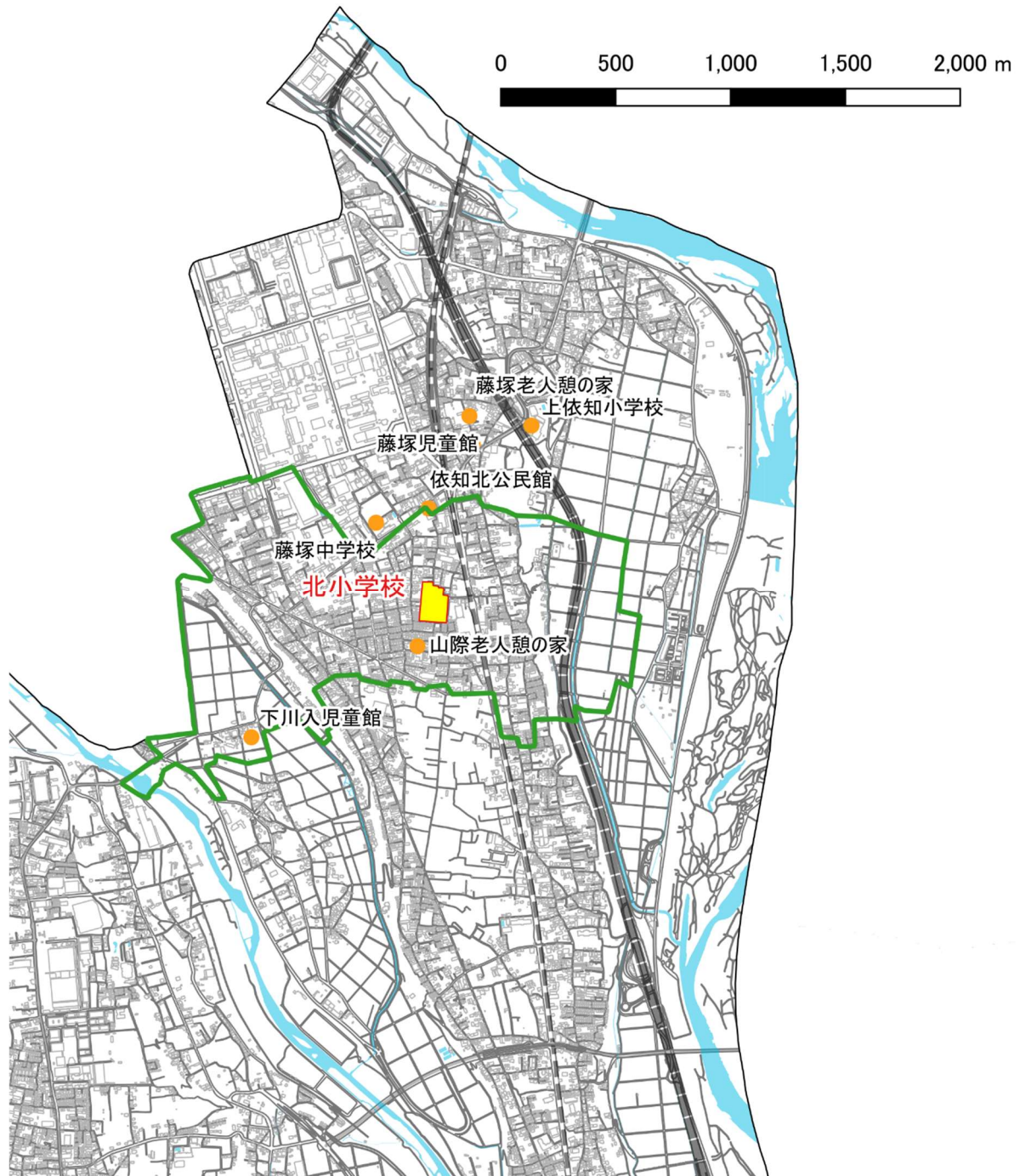


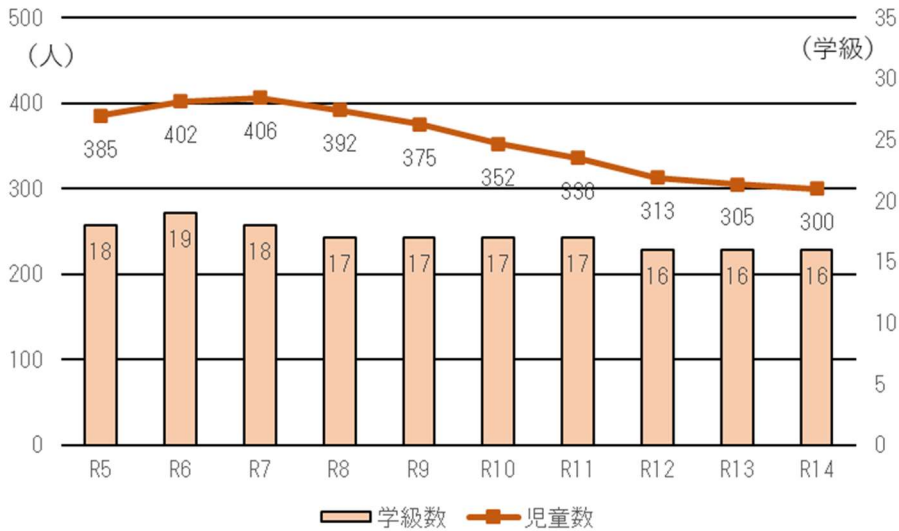
図 2 - 1 学区域及び周辺公共施設

3 児童数・学級数の変化

北小学校の児童数は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度にかけて85人の減少が予測されています。

また、学級数は、令和6（2024）年度に一時19学級となり、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度まで17学級で推移した後、令和12（2030）年度以降16学級で推移すると予測されています。

なお、全児童数に占める特別支援学級在籍児童数の割合（在籍率）の実績値は、平成29（2017）年度から高い割合で横ばい傾向にあります。



出典：児童・生徒及び学級数将来推計【学校別】（令和5年度推計）

図2-2 北小学校の児童数・学級数の将来推計

表2-1 児童数・学級数将来推計(令和5年度版)

		R5		R10		R11		R12		R13		R14	
児童数		385	29	352	20	336	18	313	17	305	17	300	17
※右欄は特学（内数）													
学級数	通常	12		13		13		12		12		12	
	特学	6		4		4		4		4		4	

出典：「児童・生徒及び学級数将来推計【学校別】（令和5年度推計）」の表から抜粋

表2-2 特別支援学級 児童数・学級数・在籍率

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童数	14	18	20	22	25	27	29	31	31	26	29
学級数	4	4	3	5	6	6	5	5	6	4	6
在籍率	3.4%	4.3%	4.9%	5.4%	6.3%	7.0%	7.6%	7.5%	8.0%	6.6%	7.5%

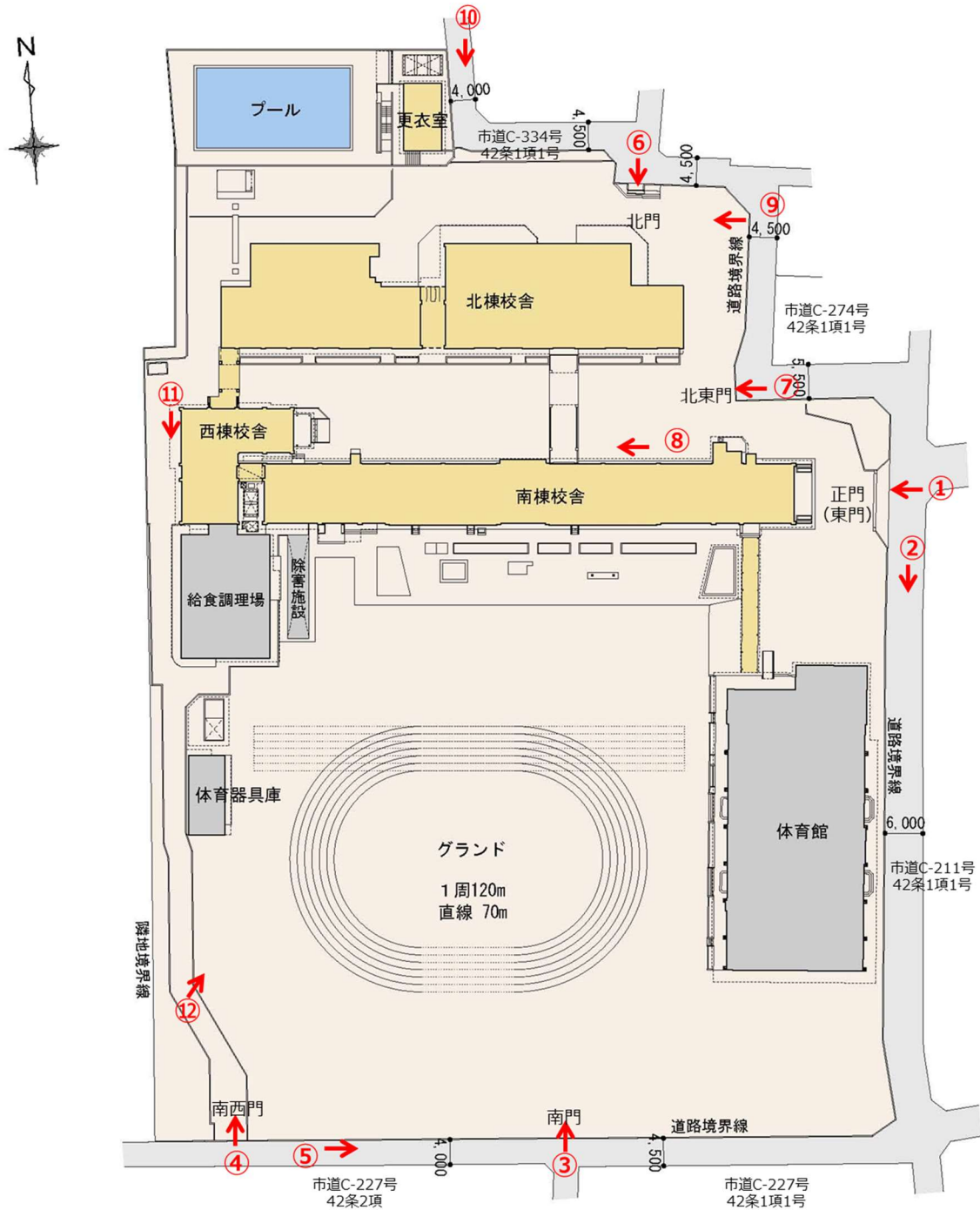
※ 特別支援学級（1学級）の児童数は8人と法律（公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律）で規定されている。

4 浸水想定

「厚木市洪水浸水ハザードマップ」によると、北小学校敷地は洪水浸水想定区域に該当しません。

5 施設整備校の現況

北小学校の南棟校舎は令和8（2026）年度に更新時期を迎えます。



※図面内の番号と矢印（赤）は次項の写真の撮影位置と方向を示す。

図2-3 施設整備校の現況

表2-3 北小学校の学校施設老朽化状況 ※築年数は、2023年度を基準にした年数です。

棟名	構造	階数	延床面積	建築年度	築年数	目標耐用年数	更新時期
南棟	RC	地上3階	2437.55㎡	S41(1966)	57	60	R8(2026)
西棟	RC	地上3階	578.25㎡	S49(1974)	49	80	R36(2054)
北棟	RC	地上3階	3626.24㎡	S53(1978)	45	80	R40(2058)
体育館	S	地上1階	1157.96㎡	S57(1982)	41	80	R44(2062)
給食室	RC	地上1階	297.70㎡	H15(2003)	20	80	R65(2083)

現況写真（番号は前項の撮影位置を示す）



①正門（東門）



②東側道路



③南門



④南西門（給食車両通用口）



⑤南側道路



⑥北門



⑦北東門



⑧中庭（来客者駐車場）



⑨北棟北側通路



⑩プール角（南方向）



⑪給食室調理場西側通路



⑫南棟校舎

敷地周辺の特徴

- ・敷地及び周辺には、大きな高低差はない。
- ・敷地の北側、南側、西側は、戸建て住宅が多く立ち並んでいる。また、東側は小規模な事業場が複数ある。
- ・敷地の北側の道路は主に 4.5m幅員の道路がクランクしており、車の交通に注意が必要である。
- ・児童の出入口は、主に正門（東門）を、車の出入口としては北東門を使用している。また、敷地へのその他の出入口としては、南門及び北門、給食調理場の搬入口である南西門がある。なお、南門及び北門は登下校時に使用している。
- ・敷地から東側に約 1.5 km離れた低い位置に一級河川の相模川がある。
- ・敷地から 1 km 以内の範囲には、依知北公民館、山際老人憩の家、藤塚老人憩の家、藤塚児童館、下川入児童館等がある。

第3章 基本計画

1 基本方針

(1) 施設整備のコンセプト

北小学校の特徴をいかした新しい学校とするため、児童・保護者アンケートの結果を基に施設整備のコンセプトを次のとおり定めます。

「温かく人がつながり、地域と笑顔で結ばれた学校」

(2) コンセプトを実現するための整備方針

① 多様な学びがつながり合い、全ての児童が自分の居場所を見つけられる学校

通常学級、特別支援学級、国際教室、通級指導教室、フリールーム（校内教育支援教室）など、様々な教育的ニーズに沿った指導が機能的に行える教室配置や室内環境を整備します。

② 誰もが自然とつながり、優しいぬくもりを感じられるような学校

陽光の豊かな校庭を取り巻く大小様々な木々、花壇及び学校園・学級園を中心とした栽培活動によって、児童がより身近に自然を感じられるように整備します。

③ 地域とのつながりを強め、交流と協働を通してより温かく児童を育む学校

P T Aや地域住民の皆様が利用しやすい諸室を整備し、さらに、児童との交流スペースを整備します。

(3) 整備に向けた六つの視点

施設整備に当たっては、これからの教育活動に必要な施設機能や良好な教育環境を確保するため、「厚木市立小・中学校施設整備指針」に基づき、次の六つの視点に留意して整備します。

① 児童が安心して安全に快適な生活を送ることができる学校

ア 耐震性の向上や防犯対策、感染症対策等に努め、児童、教職員及び地域住民の誰もが安心して安全に利用できる学校とします。

イ 学習の場であるのみならず、児童の生活の場であることに留意し、日照、採光、通風、換気、気温、湿度などの快適性や、心と体の健康を支える保健衛生に配慮した学校とします。

ウ 地震や浸水等に対する防災機能の強化、バリアフリー※¹化の推進やユニバーサルデザイン※²の採用などに配慮した学校とします。

②今日的な教育ニーズに対応した学校

- ア 新学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、多様な学習形態や集団による活動が可能となる学校とします。
- イ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育^{※3}、外国人児童の受入れや国際化の進展を踏まえた国際理解教育、情報活用能力の育成や校務情報化に向けたICT化の推進など、今日的な教育ニーズに対応した学校とします。
- ウ 保護者や地域住民が学校と共に知恵を出し合いながら教育活動の充実や学校課題の解決を推進するなど、地域と学校が協働して活動できる学校とします。

③児童・学級数の動向等を見据えた学校の整備

- ア 児童数の推移や将来の推計を踏まえ、現状だけでなく、将来を見据え、適切な規模での整備を行います。
- イ 通常学級、特別支援学級など、児童数に加え学級の種類や数などに留意し整備を行います。

④地域コミュニティの場としての学校

- ア 学校施設は、教育施設であるとともに、地域コミュニティを形成する市民にとって身近な公共施設であることから、地域のニーズに合わせ、周辺にある公共施設の複合化などを検討し、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ地域コミュニティの場となる学校とします。
- イ 周辺環境への影響を抑制するとともに、地域の歴史や文化、街並みとの調和などに配慮した学校とします。
- ウ 災害時の避難所機能に配慮した学校とします。

⑤環境に配慮した学校

- ア 再生可能エネルギーの導入、高断熱性の確保や高効率機器の導入を進めるとともに、工事に当たっては再生可能な材料の使用、仮設物や施工方法の簡略化など、環境負荷の低減や自然との共生等に配慮した学校とします。
- イ 「厚木市公共施設における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、木材利用の促進を図るため、施設の木質化などに配慮した学校とします。

⑥公共施設最適化の視点を踏まえた学校の整備

- ア 「厚木市公共施設最適化基本計画」、関連する個別計画などに基づくとともに、「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」と連携し、計画的に整備します。
- イ 限られた事業費の中で必要な諸室、機能を効果的かつ効率的に整備します。
- ウ 施設のライフサイクルコスト^{※4}の低減及び長寿命化を図るため、高い耐久性、維持管理の容易性、将来の機能変化等への可変性に配慮した整備を行います。

※1 バリアフリー

もとは障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

※2 ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされるに障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

※3 インクルーシブ教育

共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが同じ場で共に学び、共に育つための教育

※4 施設のライフサイクルコスト

施設の計画、設計、施工から、維持管理、最終的な解体、廃棄までに要する費用の総額

2 今後求められる学習環境

(1) 多目的スペース及び少人数教室の活用による多様な学習環境への柔軟な対応

学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設とするため、チームティーチング※¹による学習、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習等の活動及び児童の学習成果の発表など、多様な学習活動に対応できる多目的な空間を教室空間と隣接させて整備し、空間の連続性・一体性を確保します。

(2) 学習や生活の困難を克服するための支援を行う特別支援学級

特別な支援を必要とする児童が個に応じて安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができるスペース等、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を確保します。

また、児童数の増減による学級数の変化や在籍する児童の特性に応じて配慮すべき施設環境の確保に柔軟に対応できるよう計画します。

(3) 日本語指導の充実を図る国際教室

外国籍の児童に加え、日本国籍ではあるものの日本語指導を必要とする児童も増加していることを踏まえ、個別にサポートができるスペースとして、国際教室を整備します。

(4) 地域と学校の連携・協働を効果的、継続的に行うための地域連携施設

家庭・地域・学校のつながりを一層深めるとともに、地域全体で未来を担う子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校が連携・協働を図る地域連携施設を整備します。

(5) 児童の多様なニーズに応じた支援を行う校内教育支援センター

一人一人の児童が個別のニーズに応じた場を選び、必要な支援を活用できる環境を更に充実させるため、不登校児童を支援するフリールーム（校内教育支援教室）、個の特性に応じた学習支援等を行うリソースルーム、児童の抱える悩みや不安に関する相談等を行うこころの教室等を整備します。

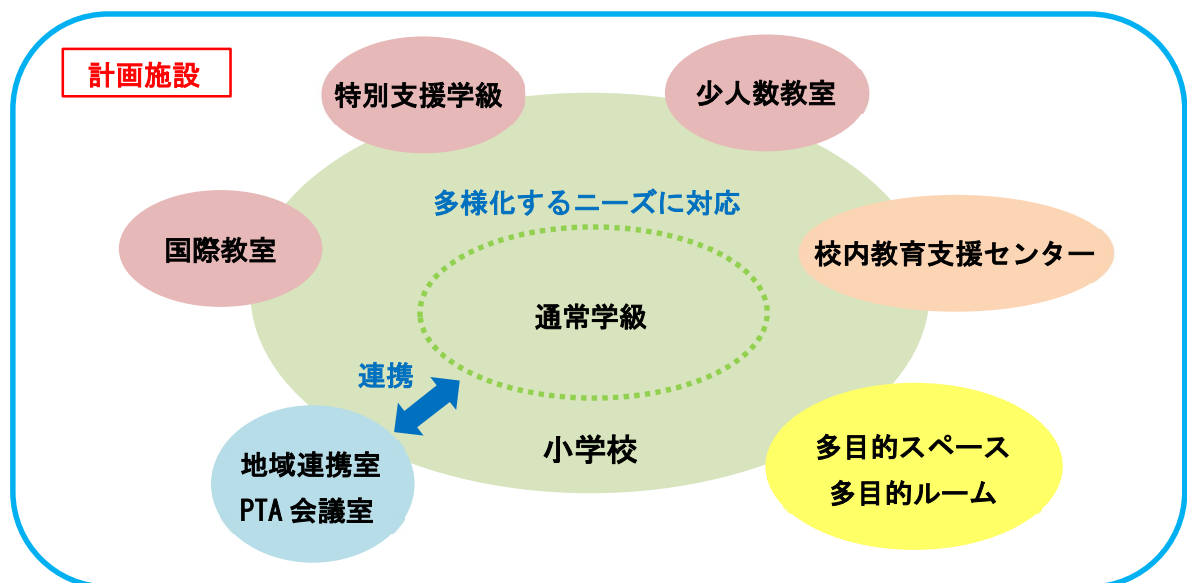


図3-1 施設のイメージ

※1 ティームティーチング

授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力して一人一人の子ども及び集団の指導を行うこと。

(6) 将来ニーズに柔軟な対応ができる施設整備

将来の教室配置変更等について柔軟に対応するため、既存校舎より新校舎の階高を高くし、天井高さを低くすることで天井裏にスペースを設け、電気・通信配線、空調冷媒配管等の整備や新たな学習環境に応じた設備機器の設置などが容易にできるようにします。

なお、既存校舎と新校舎を接続する渡り廊下はスロープなどを設ける等の工夫が必要になります。

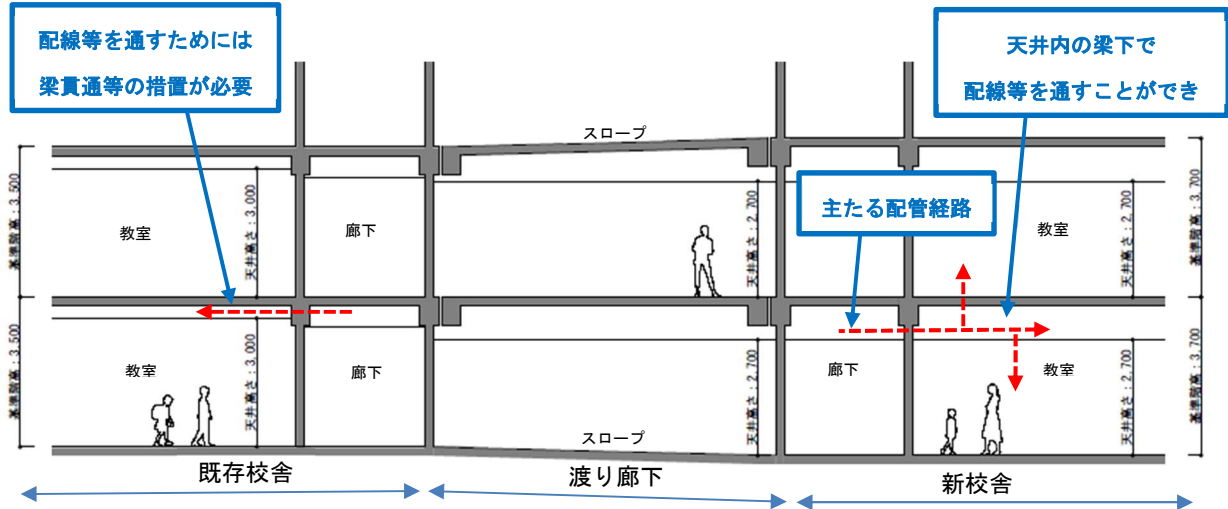
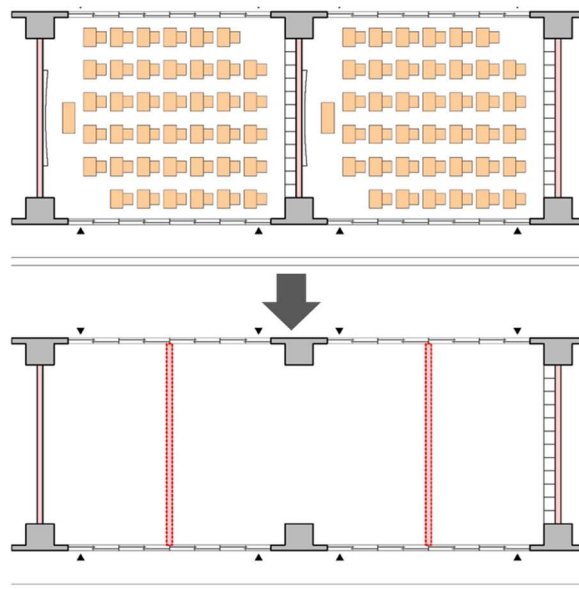


図 3-2 梁と設備配線の取り合いイメージ

(7) 将来の間仕切り変更に対応可能な構造

校舎の構造形式を、耐震壁付ラーメン構造※1ではなく純ラーメン構造※2とすることで、将来的な間仕切り壁の変更に柔軟に対応できるようにします。



例：将来児童数の変化に応じ、通常学級を少人数教室や特別支援学級などに変更

図 3-3 間仕切り変更への対応イメージ

※1 耐震壁付ラーメン構造

水平力に対して耐震壁と柱梁で抵抗する構造形式

※2 純ラーメン構造

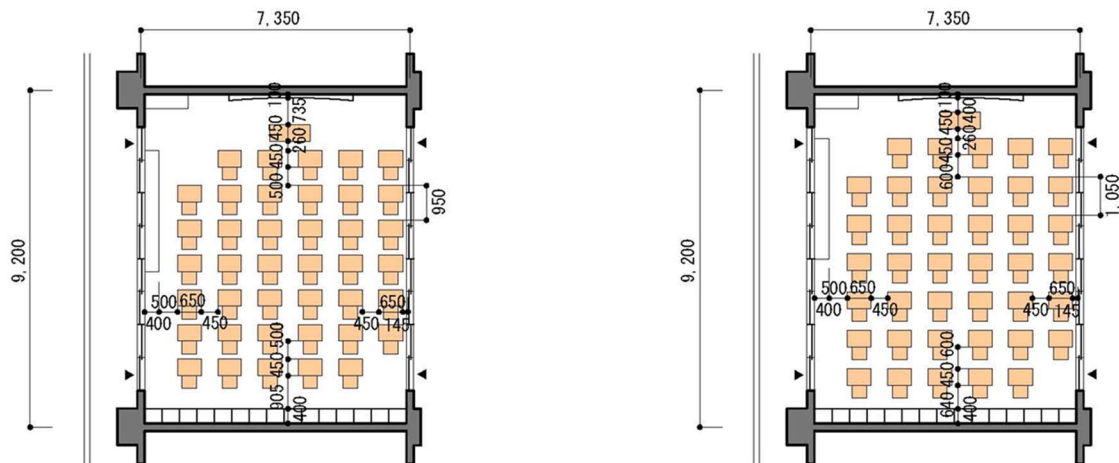
水平力に対して剛結した柱梁の骨組みで抵抗する構造形式

3 施設の要求性能・整備水準の設定

(1) 普通教室の広さの検討

普通教室については、学校教育における ICT 化を始めとする今日的な教育ニーズへの対応のほか、教育委員会のインクルーシブ教育の考え方や教職員の意見等を踏まえつつ、次の必要条件等を総合的に勘案し、普通教室の広さを 67.62 m² (7.35m×9.2m) とし整備します。なお、普通教室の収納や什器などを含めたレイアウトは今後の設計において引き続き検討します。

- ・学級編成の標準（1学級の児童数）35 人に加え、特別支援学級在籍児童（5 人程度）が通常学級において交流及び共同学習することを考慮し、普通教室の収容人員は 40 人とします。なお、机の配置は、学習活動を考慮し、黒板を前面に横 6 列、縦 7 列とします。
- ・児童 1 人 1 台の学習用端末の導入や教材等が B 5 サイズから A 4 サイズに移行したことを踏まえ、新 J I S 規格を採用します。
- ・感染症対策時の身体的距離を考慮し、机の中心間を 1 m 以上確保します。また、児童机間の通路は授業に支障がないよう 450 mm 以上を確保します。
- ・児童及び教職員の持ち物、教材等が教室内に収納しきれない課題に対応した収納スペースを確保します。



通常時の室内配置

感染予防時の室内配置

※広さの寸法は壁芯又は柱芯を基準とします。

図 3-4 教室内の配置イメージ

(2) 教室数の設定

新校舎の供用開始時期は、早くとも令和 11（2029）年度の 1 学期になることから、同年度以降の児童数・学級数将来推計値を基に検討を行い、確保すべき必要な教室数を次のとおり設定します。

- ・通常学級 教室数 13 室
- ・特別支援学級 教室数 8 室（4 コマ）

※普通教室の広さを 1 コマとする。

なお、特別支援学級の教室数については、在籍児童数の実績値が将来推計値と比較して高い傾向にあるため、直近の全児童数に占める特別支援学級在籍児童数の割合（実績値）のほか、児童の特性に応じた教室区分等を考慮する必要がありますが、これまでの実績から見ても全ての特性児童が在籍する可能性が低いこと、また、教室が不足する場合は、多目的ルームの一部を転用して対応が可能なことなどを踏まえ設定します。

表 3-1 特別支援学級 児童数・学級数・在籍率将来推計（補正）

		R 5	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
将来推計値 (R 5 年度版)	児童数	29	20	18	17	17	17
	学級数	6	4	4	4	4	4
	在籍率	7.5%	5.7%	5.4%	5.4%	5.6%	5.7%
検討推計値 (特性考慮 ^{※1} ・ 在籍率考慮 ^{※2})	児童数	29	27	26	24	23	23
	学級数	6	7	7	7	7	7
	在籍率	7.5% (R 5 実績値で推移)					
全児童数 (通常学級・特別支援学級)		385	352	336	313	305	300

表 3-2 特性別児童数・学級数（補正）

	R 5 (実績値)		R 11 (特性考慮 ^{※1} ・在籍率考慮 ^{※2})		R 11 (在籍率考慮 ^{※2})		教室コマ数
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	
肢体	1	1	1	1	1	1	0.5
虚弱	1	1	1	1	1	1	0.5
弱視	0	0	1	1	0	0	0
難聴	0	0	1	1	0	0	0
知的	11	2	22	3	24	3	3.0
情緒	16	2					
合計	29	6	26	7	26	5	4.0

※ 1 特性考慮

児童の特性に応じて、知的、肢体、虚弱、弱視、難聴及び情緒に区分し、学級を分ける必要があるため、1人は在籍することを想定した最大の学級数

※ 2 在籍率考慮

令和5年度の全児童数に占める特別支援学級在籍児童数の割合（在籍率）で推移したことを想定した児童数及び学級数

※ 3 特別支援学級は特性に応じた教室区分とするため1室（0.5コマ）当たり4人として設定する。

(3) 必要な教室数及び諸室数、大きさの設定

「厚木市立小・中学校施設整備指針」を基に、教育委員会関係所管課及び学校関係者へのヒアリングを踏まえ、必要な諸室数を次のとおり設定します。

表 3-3 必要諸室数・コマ数

種類	名称	数	コマ数	総コマ数
普通教室等	通常学級	13	1.0	13.0
	特別支援学級	8	0.5	4.0
特別教室	理科室	1	1.5	1.5
	理科準備室	1	0.5	0.5
	音楽室	1	1.5	1.5
	音楽準備室	1	0.5	0.5
	図工室	1	1.5	1.5
	図工準備室	1	0.5	0.5
	家庭科室	1	1.5	1.5
	家庭科準備室	1	0.5	0.5
	図書室・学習コーナー	1	3.0	3.0
管理諸室	校長室	1	0.5	0.5
	校務センター（職員室・事務室）	1	2.5	2.5
	用務員室・給湯室	1	0.5	0.5
	保健室	1	1.0	1.0
	会議室	1	1.0	1.0
	印刷室	1	0.5	0.5
	放送室	1	0.5	0.5
	職員用更衣室・休憩室	2	0.5	1.0
	教育相談室	1	0.5	0.5
	配膳室	3	0.5	1.5
通級指導諸室	通級指導教室	2	1.0	2.0
	通級指導執務室	1	0.5	0.5
	多目的ルーム	1	0.5	0.5
	観察ルーム・相談室	1	0.5	0.5
その他諸室	相談室	1	0.5	0.5
	こころの教室	1	0.5	0.5
	リソースルーム	1	1.0	1.0
	フリールーム（校内教育支援教室）	1	1.0	1.0
	少人数教室（児童更衣室）	3	1.0	3.0
	国際教室	1	1.0	1.0
	多目的スペース（多目的ルーム）	2	2.5	5.0
	P T A 室	1	0.5	0.5
	地域連携室	1	0.5	0.5
	教材室	4	0.5	2.0
防災備蓄倉庫	1	0.5	0.5	
複合施設	放課後児童クラブ	1	2.0	2.0

※普通教室の広さを1コマとする。

(4) 各諸室等の整備方針

ア 教室及び教室まわり

- (7) 温かみと落ち着きのある空間づくりや環境面に配慮し、内装を木質化するなど素材に配慮します。
- (イ) 学校生活に必要なスペースや多様な学習形態に対応できる広さと機能性を備えます。
- (ロ) ICTを日常的に活用できる環境を確保します。
- (エ) 黒板が見えやすいように、上下可動式とするなど、配置及び設置方法に配慮します。
- (オ) 机・椅子、ロッカーなどの備品は、教材などがB5サイズからA4サイズに移行していることを踏まえ、新JIS規格を採用します。また、備品整備に当たっては、可変性や収納性に配慮します。

イ 図書室

読書のほか、ICT環境やメディア教材を活用する学習・情報センターとしての機能や、少人数学習を含め多様な学習活動や展示などに対応できるスペースを確保します。

ウ 校務センター（職員室及び事務室）・校長室等の管理諸室

- (7) 防犯・安全面、諸室配置の最適化などの観点から、1階を中心に配置します。
- (イ) 来校者や児童の昇降口が見渡ししやすい配置とします。
- (ロ) 校長室は校務センターに隣接する配置とし、内部で往来できるようにします。
- (エ) 保健室は校庭や体育館などとのアクセスが良く、救急車等が近接できる配置とし、かつ校務センター及びトイレに近接した配置とします。

エ 特別支援学級

各学級の特性に配慮した上で、災害時における避難等を考慮し配置します。また、病弱児、肢体不自由児が安全に移動できるよう、必要に応じてスロープの設置などを検討します。

- (7) インクルーシブ教育の観点から、他の学級と生活の中で日常的に交流できる配置や動線に配慮します。
- (イ) 児童の特性や状態に柔軟に対応するため、間仕切りや備品等の配置を変更できる可変性が高いレイアウトとします。

オ 多目的スペース（多目的ルーム）

- (7) 総合的な学習の場として、多様な学習活動に対応できる仕様とします。
- (イ) 移動しやすく、折りたためる机及び椅子を配置します。

カ トイレ・手洗い場

- (7) バリアフリーや性的少数者配慮の観点から、男女共用で多機能なトイレを複数箇所に整備します。
- (イ) 自動水栓の設置など、感染症予防を図るとともに、清掃が容易で衛生管理に適した仕様とします。
- (ロ) 手洗い場は、混雑が生じないよう必要な水栓数を設置します。

キ 移動空間

- (7) 死角を無くし、安全性を向上させる観点から、昇降口の設置数は1箇所への集約を基本とします。ただし、災害時の避難経路の観点から必要な場合は、複数設置します。
- (イ) 車いす等で利用できるようスロープ等を設置します。
- (ロ) 階段は、安全な移動空間を確保するため、人数と動線に応じた適正な配置や幅を確保し、両側に手すりを設置します。

(イ) エレベーターは、校舎全体の配置を考慮し、アクセスしやすい場所に、校舎全体で2基配置します。

(5) 防犯・安全対策の整備方針

ア 不審者の侵入を抑止する機能などに配慮します。

イ 事故や犯罪から児童を守ることができる安全性を確保し、安心して利用できる施設とします。

ウ 防犯及び事故防止の観点から、できる限り教職員の死角にならないよう各施設を配置します。

エ 災害発生時に児童が迅速に避難できる経路を考慮した配置とします。

オ 施錠管理や警報ベルなどについては、セキュリティの向上及び使いやすさに配慮します。

(6) 地域連携施設の整備方針

ア 地域連携室及びPTA会議室を設け、打合せや作業がしやすいスペースや機能を確保します。

イ 地域連携室及びPTA会議室は、夜間や休日などの利用も想定し、学校とのセキュリティを考慮し、既存校舎の1階部分に配置します。

(7) 避難拠点としての整備方針

ア 既存校舎の1階部分を利用して防災備蓄倉庫を設け、地震や台風、集中豪雨、河川の氾濫などの自然災害に対して、高い防災機能を備えた施設とします。

イ 学校が避難所等となる場合において、教育活動の再開期に、教育活動エリアと避難所エリアを分離できるとともに、双方の動線が交錯しないよう、普通教室群と体育館や特別教室の配置に配慮するなど、災害時の避難者受入れや地域防災拠点としての運営等を考慮します。

(8) 北小学校の特徴をいかした整備方針

ア 既存の樹木、遊具、卒業生の記念品や石碑など、継承できるものは安全性を確認し、可能な限り残置します。

(9) 環境負荷低減・ICT化の整備方針

ア 内装又は外装に木材を利用するなど、施設の木質化を図ります。なお、使用する木材は、本市産木材又は神奈川県産木材の導入に努めます。

イ 太陽光発電設備の設置など、「厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づいた省エネルギーや自然環境に配慮した施設とし、環境教育の視点も含め整備します。

ウ 樹木は、周辺環境への配慮や法令等との整合性、維持管理のしやすさを踏まえ、種類や数量、大きさ（高さ）を設定し、植栽します。

エ 多様な学びやリモートでのコミュニケーションなどに対応できるようICTを日常的に活用できる環境整備に配慮します。

(10) その他検討すべき事項

ア 児童数の状況に応じて柔軟に対応できるよう、建物の解体や減築、他の用途への転用がしやすい構造や工法を検討します。

- イ 交換可能な普及材の使用や建物を複雑な形状にしないことなど、日々の清掃やメンテナンスが容易な、建物の維持管理に配慮した施設とします。
- ウ 児童数の変化に応じて、間仕切り壁等の変更をフレキシブルに対応できるよう可変性を考慮します。
- エ 北小学校から半径1キロメートル以内に位置する下川入児童館及び藤塚児童館の目標耐用年数が到来した際に併設複合を検討します。なお、児童館を複合化する際は、学校運営に支障がないよう、動線やセキュリティなどについて検討します。

4 施設建て替え整備の概要

(1) 建て替え対象建物及び建物配置

これまでの設定条件等を踏まえて、建て替え対象建物及び校舎配置の検討を行いました。

建物の老朽化の度合から施設の更新時期を迎える南棟校舎1棟のみの建て替えと、目標耐用年数が80年に設定されているものの、施設の適正配置を進める中で集約することにより施設規模の縮減や更なる円滑な学校運営の向上・セキュリティ強化等を図ることが期待できる北棟校舎を加えた一体的な建て替え整備について、ライフサイクルコスト等を踏まえた費用対効果や将来展望など、メリット・デメリットを整理した上で総合的な検討を行いました。

検討結果は18ページのとおり、工事中及び整備後における学校運営、近隣環境への影響等を考慮するとともに、安心・安全で快適な教育環境を確保するため、仮設校舎の設置費用は掛かるものの、南棟校舎を現校舎位置に建て替える「A-1案」が最適であると判断しました。

(2) 事業手法の検討

昨今の不安定な社会情勢やあらゆる物価高騰が進む中で、公共工事が地域経済に及ぼす影響は大きく、愛市購買の観点による市内事業者の受注機会の確保や育成が必要なことなどを総合的に判断した結果、北小学校の施設建て替え整備に係る事業方式は、公設公営方式を採用します。

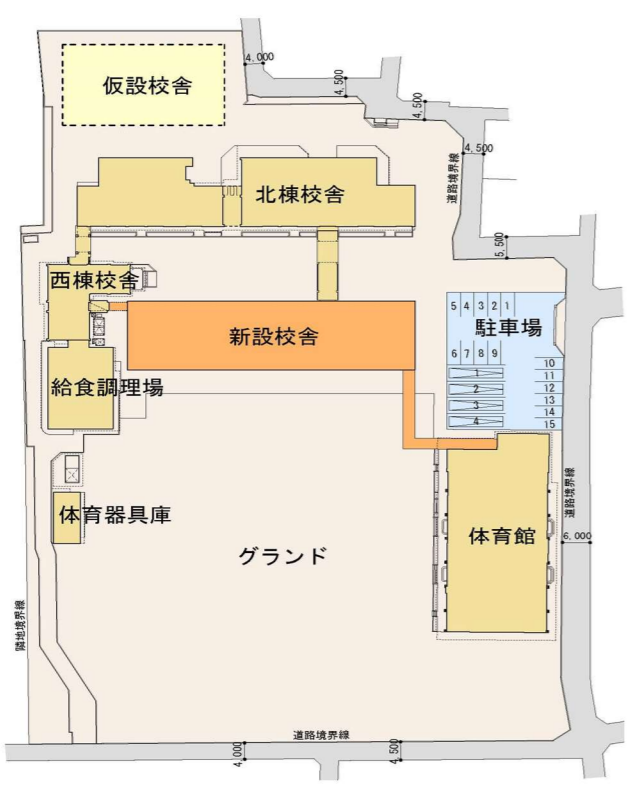
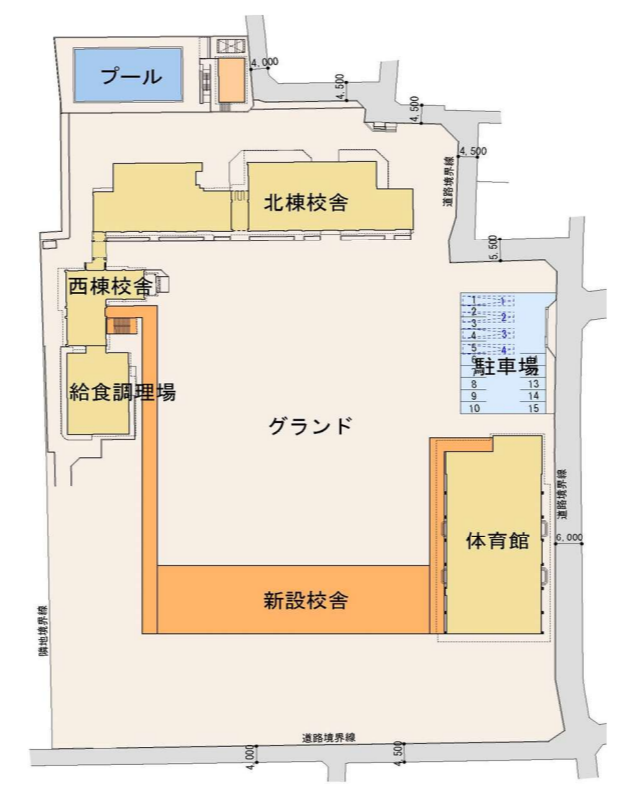
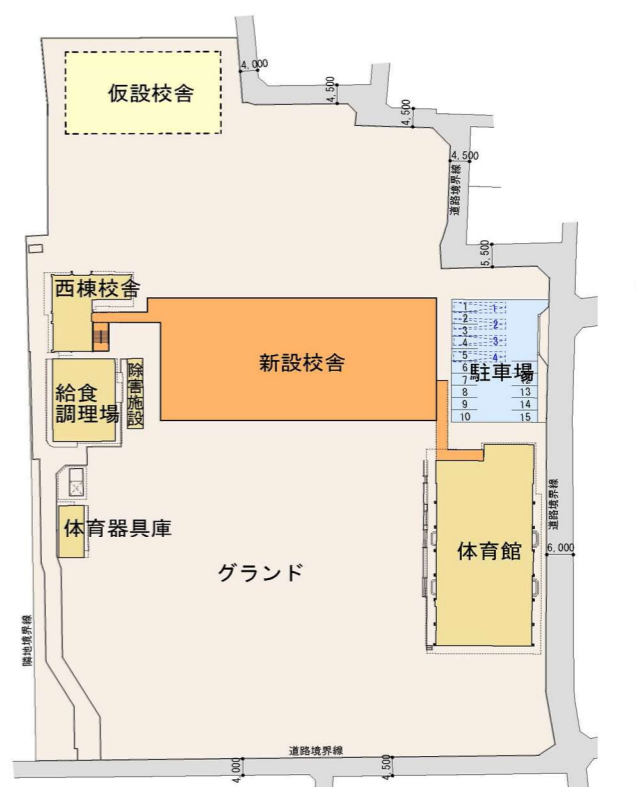
	A-1案(南棟校舎建て替え)	A-2案(南棟校舎建て替え)	B-1案(南棟・北棟校舎建て替え)
配置計画			
仮設校舎	あり	なし	あり
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・整備後において他施設との連絡動線が変わらないため、学校運営への影響が少ない。また、近隣環境への影響（日照、通風、騒音等）に大きな変化がない。 ・普通教室を南向きに配置できるため、良好な学習環境が確保できる。 ・ライフラインに大きな変更が生じない。（※整備費用減） ・北棟校舎及び西棟校舎の更新時期にその時代に適した教育環境や児童数に対する必要面積を見直すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎を設置する必要がない。（※整備費用減） ・普通教室を南向きに配置できるため、良好な学習環境が確保できる。 ・北棟校舎及び西棟校舎の更新時期にその時代に適した教育環境や児童数に対する必要面積を見直すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備後において連絡動線等が整理できるため、円滑な学校運営とセキュリティ強化を図ることができる。 ・また、近隣環境への影響（日照、通風、騒音等）に大きな変化がない。 ・普通教室を南向きに配置できるため、良好な学習環境が確保できる。 ・ライフラインに大きな変更が生じない（※整備費用減）
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎の設置・除去が必要となる。（※整備費用増） 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中は、既存校舎を使用できるが、校庭の利用に制限が生じる。 ・整備後において他施設との連絡動線が長くなり、学校運営への影響が大きい。 ・新校舎南側は、近隣住宅の生活視線と重なるほか、住民の生活環境（日照、通風、騒音等）に影響を及ぼすおそれがある。 ・新校舎の影響により、校庭が狭くなるとともに、校庭（一部）の日照時間が短くなるため、降雨後や降雪後に校庭が乾きにくく授業等に支障を来すおそれがある。 ・新校舎へのライフラインルートを新たに確保する必要がある。（※整備費用増） 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎の設置・除去が必要となる。（※整備費用増） ・北棟校舎は、目標耐用年数よりも早い段階で施設を更新することとなる。（※整備費用大幅増）
評価	◎	△	○

図3-5 校舎配置の比較検討

(3) 計画施設の予定規模

構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

規模：3階建て / 延床面積：約3,000㎡

(4) 構成諸室

表3-4 構成諸室

新校舎	北棟校舎	西棟校舎
<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室等（通常学級） ・特別教室（理科室、図書室） ・管理諸室（校務センター、校長室、用務員室、保健室、会議室、印刷室、放送室等） ・その他諸室（フリールーム（校内教育支援教室）、こころの教室、リソースルーム、国際教室等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室等（通常学級、特別支援学級） ・特別教室（音楽室、図工室、家庭科室） ・通級指導諸室（通級指導教室、観察ルーム・相談室等） ・その他諸室（多目的ルーム、児童クラブ、地域連携室（PTA室）等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食関係諸室（配膳室等） ・その他諸室（少人数教室）

(5) ゾーニング計画

ア 新校舎1階には防犯面等考慮し、主に管理諸室（校務センター等）を配置し、既存校舎（北棟校舎）1階には通級指導教室、休日利用を想定した児童クラブ、地域連携室（PTA室）などを配置します。

イ 学習環境動線を考慮するとともに、存置校舎を有効活用するため、新校舎2階・3階及び既存北棟校舎2階～4階に普通教室、特別教室、多目的ルームなどを一体的に配置します。

ウ 校内教育支援センターを利用する児童の動線に配慮した配置とします。

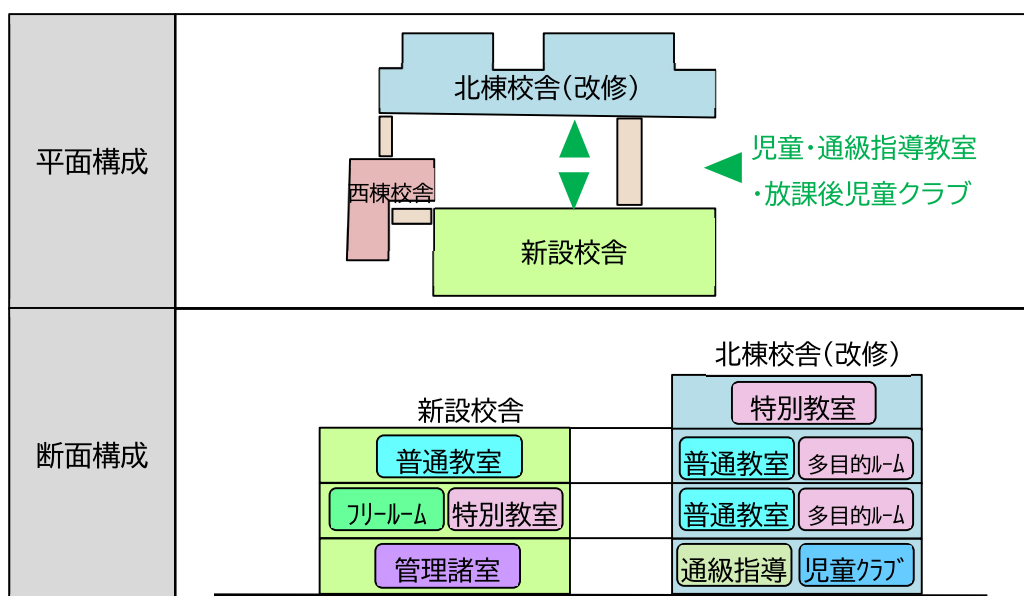
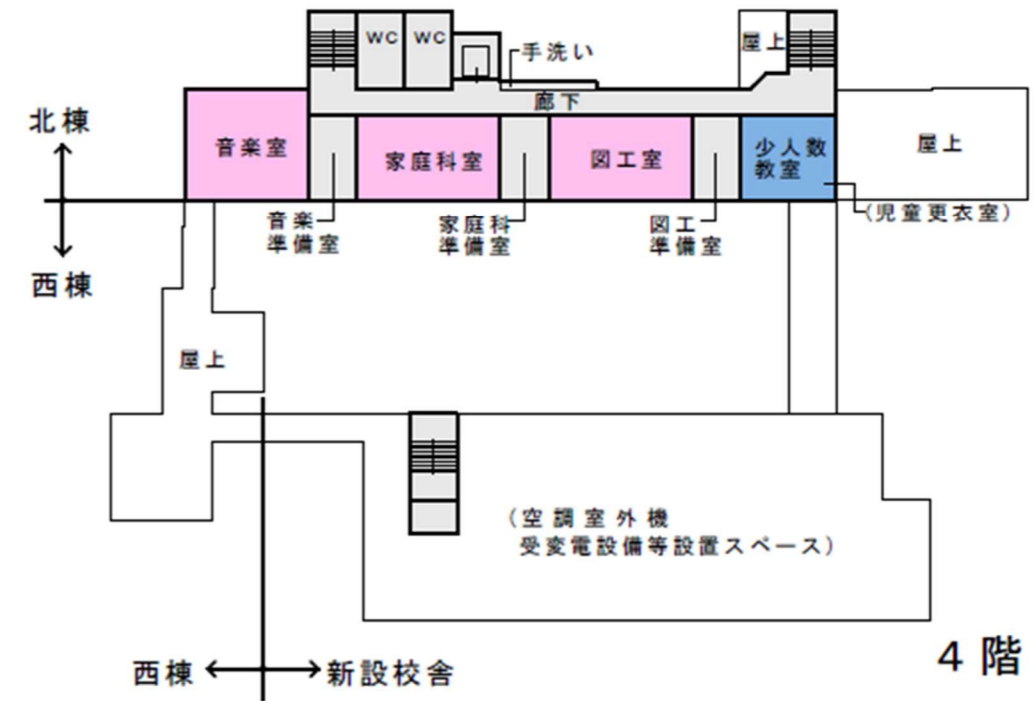
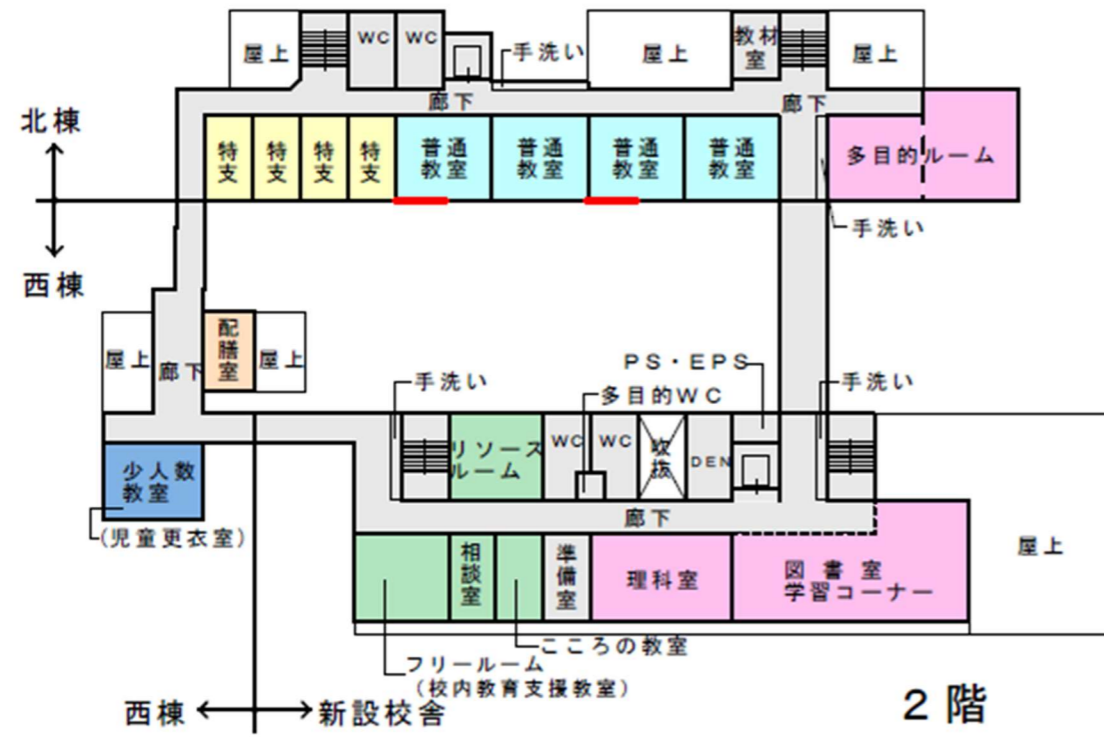


図3-6 ゾーニング計画

● : 耐震ブレース



面積表

校舎名称	1階 (㎡)	2階 (㎡)	3階 (㎡)	4階 (㎡)	5階 (㎡)	合計 (㎡)
北棟	1,045	925	925	701	30	3,626
西棟	240	169	169	—	—	578
新設校舎	1,106	957	909	95	—	3,067
合計	2,392	2,026	1,978	796	30	7,222

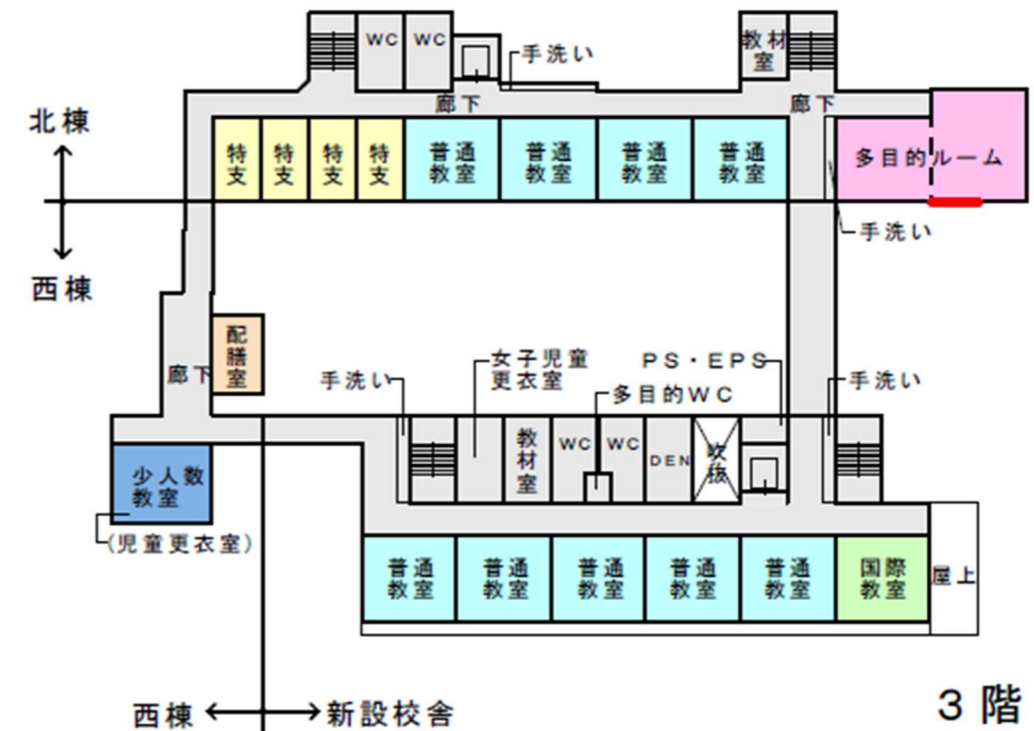
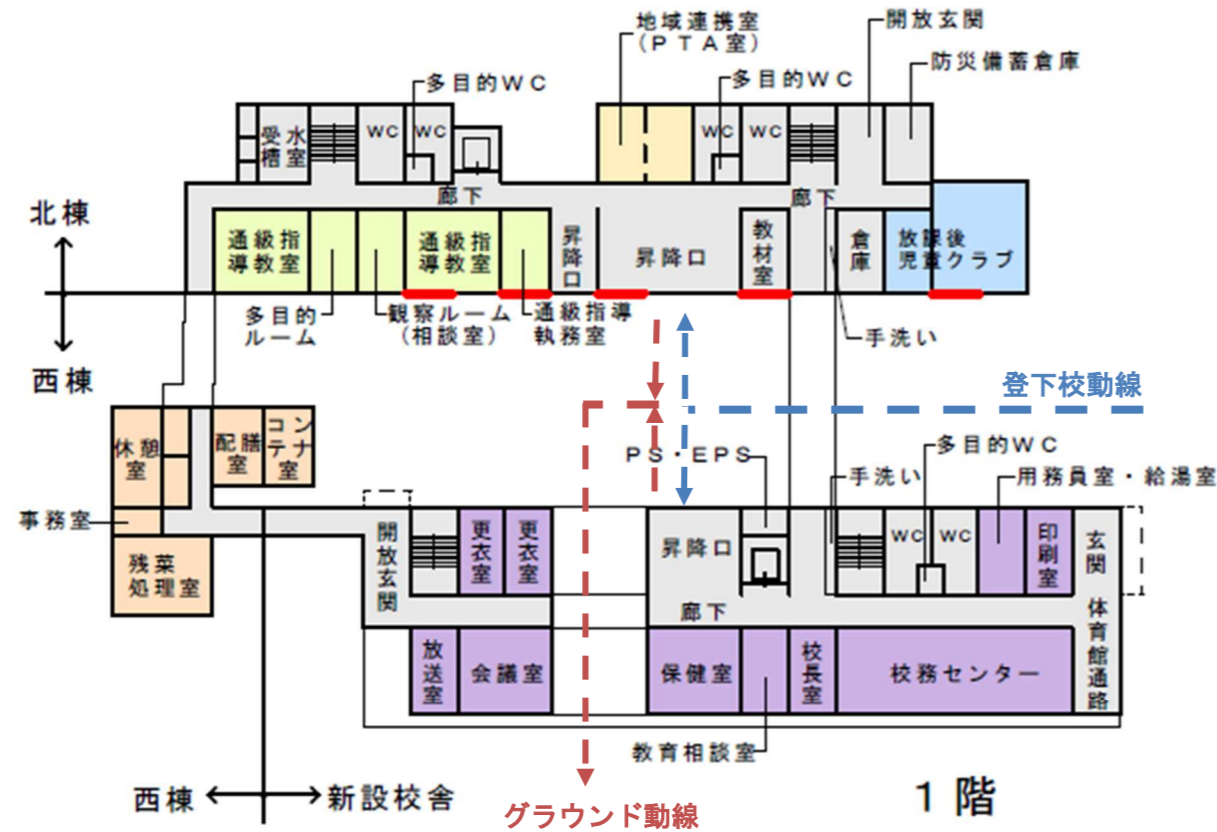
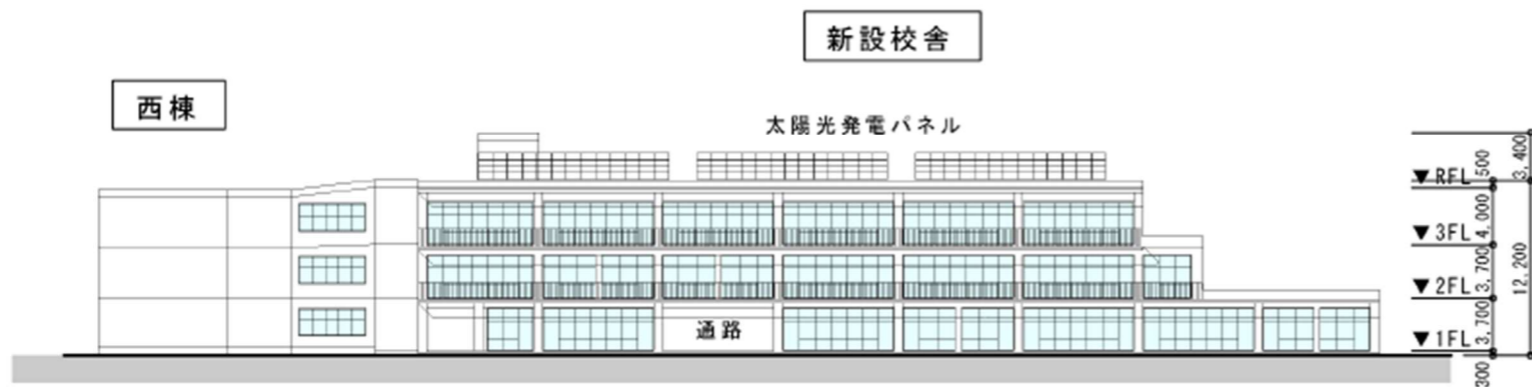


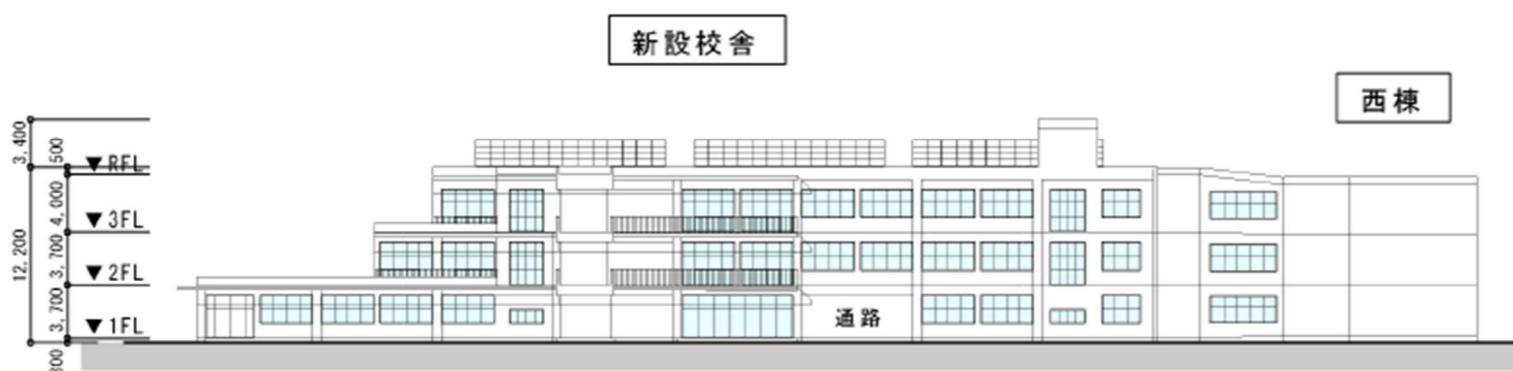
図3-8 平面図



南側立面図



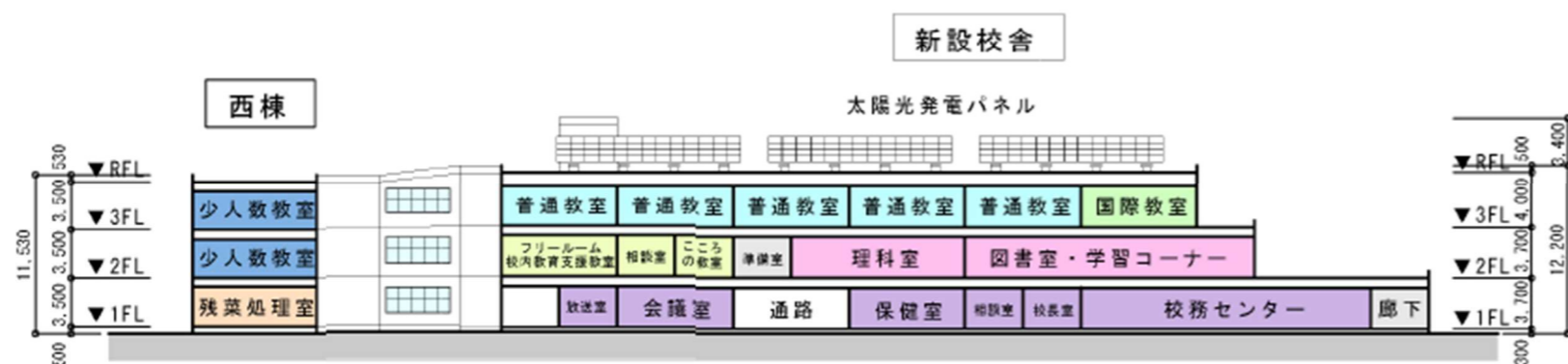
東側立面図



北側立面図



西側立面図



断面図 (1)



断面図 (2)

図3-9 立面図・断面図

(8) 建て替え手順の検討

工事期間別の動線を考慮し、建て替え手順の検討を行いました。

- 凡例
- 仮囲い
 - 大型工事車両動線 ※登下校の時間帯以外
 - 児童・職員の出入り口
 - 工事車両の出入り口
 - 給食調理場の出入り口

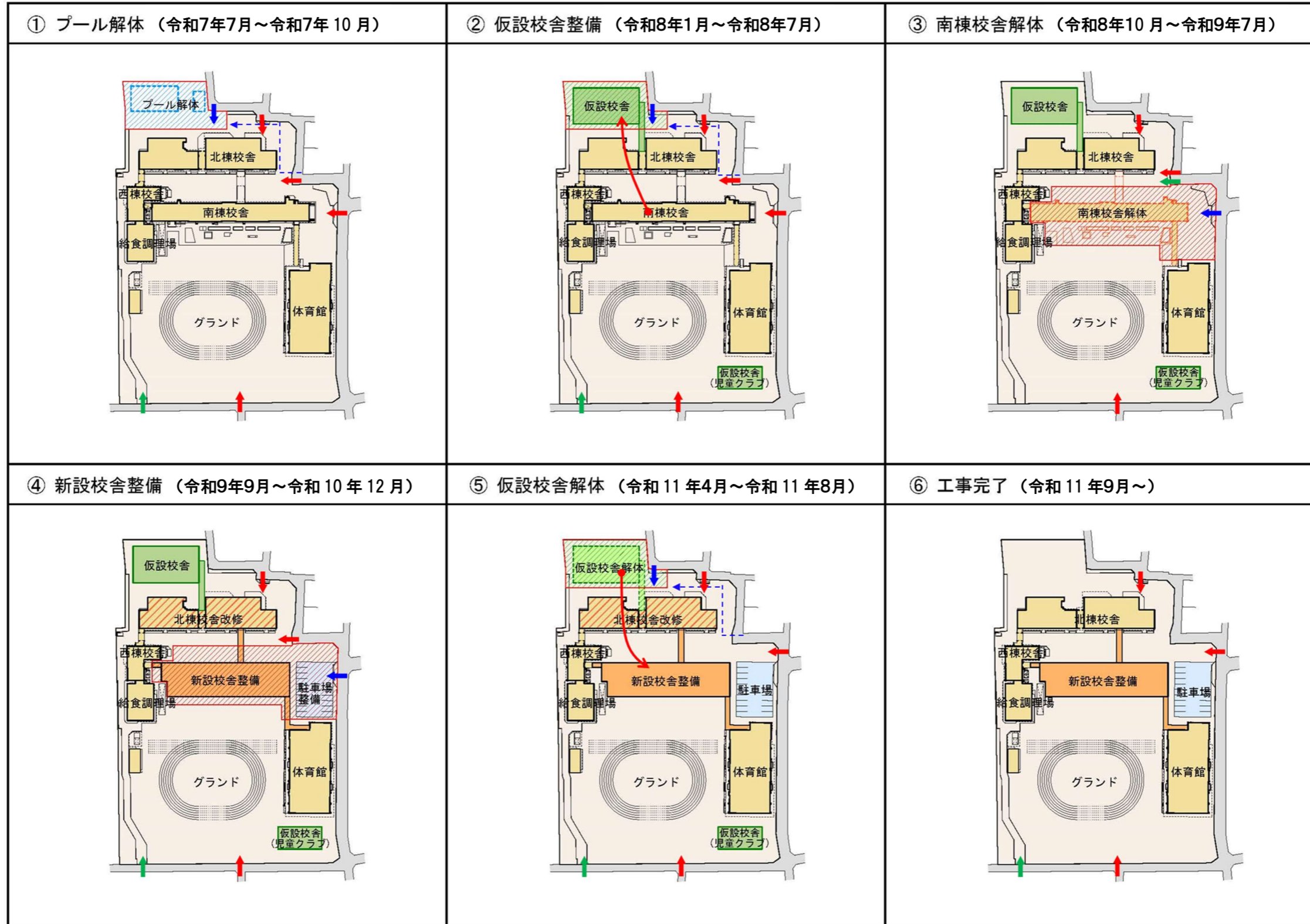


図3-9 工事期間別の動線イメージ

令和6年（2024年）3月発行

編集・発行

厚木市教育委員会教育総務部教育施設課

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

TEL : 046-225-2427